

金融庁及び東京証券取引所、コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）を公表

Point 1

コーポレートガバナンス・コードとは？

上場企業が、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な収益力の改善を図るための行動原則をまとめたもので、2015年から適用されています。

コードは、東京証券取引所が定める有価証券上場規程の一部であり、起草にあたってプリンシプルベース・アプローチが採用されているほか、コンプライ・オア・エクスプレインの手法が採用されています。

Point 2

コードのプリンシプル化・スリム化による解釈指針の新設等

今回の改訂にあたっては、コード策定時のプリンシプルベースの精神に立ち返るためのいわば「コードの実質化」が主な目的とされています。

このため、改訂版コードでは、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象となる原則の内容を抽象的かつ概念的なものに限定し、各原則の実効的な実施を支援するための具体的な内容や趣旨・背景を記載した「解釈指針」を新設するなど、コードのプリンシプル化・スリム化が図られています。



ここに注目！

コードの見直しにより、企業と投資家の自律的な意識改革に基づくコーポレートガバナンス改革の実質化や、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に真に寄与する「緊張感ある信頼関係」に基づく対話の促進が期待されます。

上場会社は、遅くとも2027年7月末日までに、改訂版コードに関する事項について記載したコーポレートガバナンス報告書を提出する必要があります。

Point 3

成長投資の促進と取締役会の機能強化

改訂版コードでは、経営資源の適切な配分に関し、現預金等の金融資産や実物資産等の経営資源を成長投資等に有効活用できているかについて不断に検証を行うことが取締役会の役割・責務として例示されています。

また、独立社外取締役の実効性向上や、取締役を支援する重要な役割を果たす事務局（コーポレートセクレタリー等）の機能強化を推進すべき旨が追記されています。

Point 4

有価証券報告書の定時株主総会前の開示

改訂版コードでは、有価証券報告書を株主総会前に提出することが株主総会における権利行使に係る適切な環境整備の重要な例として原則に記載されています。また、有価証券報告書は株主総会開催日の3週間以上前に提出されることが最も望ましく、選択肢として株主総会の開催時期の後ろ倒しも含めて検討することが考えられる旨が解釈指針で補足されています。